たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年10月3日(月)
担 当 課	健康福祉部高年福祉課
電 話	0791-64-3155

報道機関各位

介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等へ 総合緊急対策支援事業補助金を交付

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、ガソリン代、光熱費、食材費等が上昇している中、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に対し利用者負担の増加を抑制し、安定的なサービス供給ができるよう、「介護サービス事業所等総合緊急対策支援事業補助金」を交付します。

記

1 対象事業所

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、有料老人ホーム、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ※令和4年8月末現在、207事業所

2 事業内容

- (1) 入所系事業所へ1事業所当たり10,000円に定員数を乗じた額を補助します。
- (2) 通所系事業所へ1事業所当たり50,000円+2,000円に定員数を乗じた額を補助します。
- (3) 居宅介護支援事業所、訪問系事業所、福祉用具貸与、福祉用具販売、相談系事業所へ1事業所当たり50,000円を補助します。
- (4)養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅へ1事業所当たり10,000円に定員数を乗じた額を補助します。

3 交付要件

令和4年10月1日時点において、以下の介護サービス事業所等を運営する法人

- (1) 基準日において、サービス事業所等を休止していない法人。ただし、運営している介護サービス事業所等の一部を休止している法人を除く。
- (2) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間で、介護サービス事業所等を 運営する法人として、サービスを提供した実績を有するもの。
- (3) たつの市がんばる事業者復活応援金の給付を受けていない法人

4 予算措置

32,241千円